

2023 年 12 月

各位

株式会社 山形銀行

「〈やまぎん〉未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」改定のお知らせ

日頃は格別のご高配に預かり厚くお礼申し上げます。

このたび弊社では、ジュニア NISA の制度終了に伴い、「〈やまぎん〉未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」を改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定日

2024 年 1 月 1 日（月）

2. 改定内容

改定内容については 2 頁以降の新旧対称表【別紙】をご覧ください。

以 上

お問い合わせ

事務統括部 0120-425-931

電話受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝日・年末年始を除く）

<p>2 <削除></p> <p>1 <旧 第3項より></p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。</p> <p>（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第 5 条</p> <p>1 <削除></p> <p>① <削除></p>	<p>て行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（お客さまがその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年において、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合においては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客さまがその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。</p> <p>（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第 5 条 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「受入期間」といいます）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます）の合計額が 80 万円を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に、お客さまが当行で募集の取扱いにより取得をした当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対</p>
--	---

② <削除>

1 <旧 第2項より>

当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等

<旧 第2項第2号より>

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

（課税未成年者口座等への移管）

第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる株式投資信託

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する株式投資信託

2 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの

② <追加>

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する株式投資信託

（課税未成年者口座等への移管）

第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号または同条第2項第1号の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

<p>イ. 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ. イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を提出した場合または当行に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合、一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合、特定口座（前項第1号イの場合には課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります）への移管</p> <p>第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる上場株式等は、その年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① <省略></p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと</p> <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡</p>	<p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 <追加></p> <p>① <追加></p> <p>② <追加></p> <p>第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① <省略></p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと</p> <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号および第6号に規定する事由による譲渡</p>
---	---

<p>(継続管理勘定等への移管)</p> <p>第10条の2 <u>非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の9月30日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。</u></p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第11条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</u></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <削除></p> <p>第16条 <u>課税未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入がされる金銭その他の資産はお客さまの基準年の前年12月31日までは次に定める取扱いとなります。</u></p> <p>① <省略></p> <p>② <u>当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限りません。）または贈与をしないこと</u></p> <p>イ <u>租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡</u></p>	<p>(継続管理勘定等への移管)</p> <p>第10条の2 <追加></p> <p>2 <追加></p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第11条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</u></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <u>当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</u></p> <p>第16条 <u>課税未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</u></p> <p>① <省略></p> <p>② <u>当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限りません。）または贈与をしないこと</u></p> <p>イ <u>租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号または第6号に規定する事由による譲渡</u></p>
--	--

(非課税口座のみなし開設)

第 26 条 2024 年以後の各年 (その年 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳 であるを開設している場合 (出国中である場合を除きます。)) には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳 である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます) が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約 (同項第 2 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます) が締結されたものとみなします。

第 27 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

①～④ <省略>

⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する同施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

附則

<削除>

(非課税口座のみなし開設)

第 26 条 2017 年から 2023 年までの各年 (その年 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳 である年に限ります。) の 1 月 1 日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合 (出国中である場合を除きます。)) には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日において 20 歳 である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。) が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約 (同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。) が締結されたものとみなします。

第 27 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

①～④ <省略>

⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

附則

成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。

以上